

がけ地の近くにお住まいの皆様へ  
神奈川県からのお知らせ

土砂災害特別警戒区域の指定に向けた、がけ地の現地調査等を始めます。

～土砂災害に備えていただくために～

神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向けた基礎調査を進めています。

今回、この作業に必要な「現地調査等」を始めますので、お知らせいたします。

## 1 現地調査等とは

目的

土砂災害により、被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査」や「現地測量」を行うものです。

場所

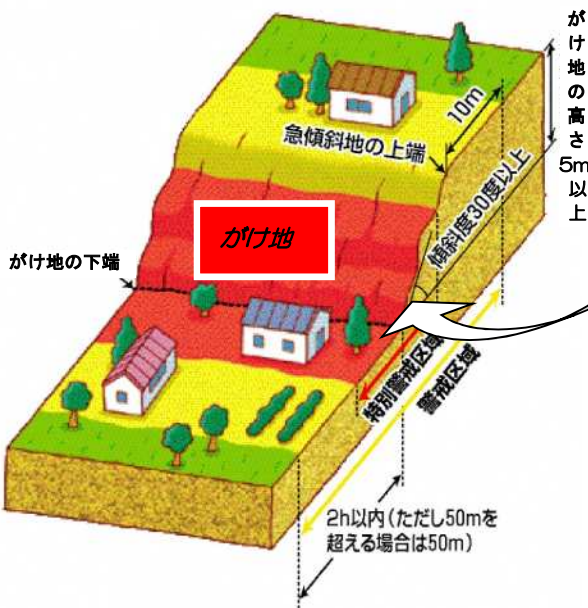
愛川町内の土砂災害警戒区域（急傾斜地）

時期

令和元年8月上旬から令和元年12月上旬まで

※なお、今後の調査等の進捗状況により、上記時期以降に調査を行う場合があります。

## 2 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは



### 土砂災害特別警戒区域

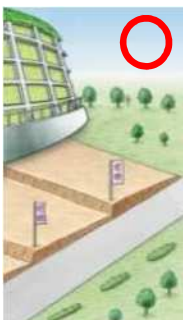
■土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動や堆積による力により、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

### 土砂災害警戒区域

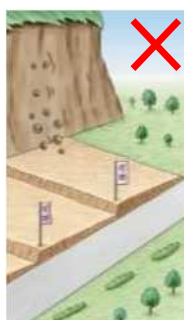
- 土砂災害のおそれのある区域  
通称「イエローゾーン」
- 愛川町内のがけ地における土砂災害警戒区域は、平成28年度までに、指定を終えています

## 3 今後、土砂災害特別警戒区域に指定された場合

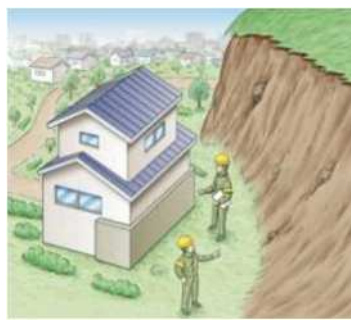
●特定開発行為に対する許可制



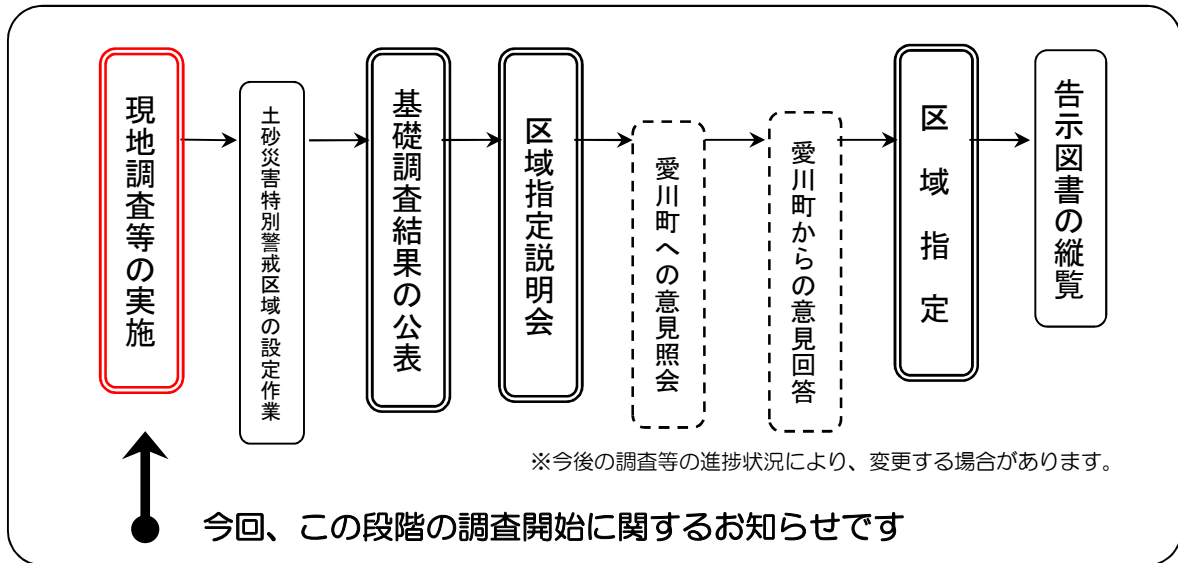
●建築物の構造規制



●建築物の移転等の勧告



## 4 基礎調査から区域指定までの流れ



- 現地調査等に入る1～2週間前には、この回覧とは別に、土地の所有者や占有者へ「郵送やポスティング」により、詳細な「現地調査等に入る旨のお知らせ」を配布いたします。

## 5 その他

- 調査員は身分証明書を携帯し、腕章を着用して、本調査の作業員であることを明確にいたします。

### ●腕章着用の例



### ●現地調査等の例



\* ご不明な点は、下記まで、お問い合わせください。

- 本回覧に記載の現地調査等に関すること

神奈川県厚木土木事務所 工務部 河川砂防課  
 住所 〒243-0016 厚木市田村町 2-28 (厚木南合同庁舎内)  
 電話 046-223-1711 (代表) 8:30~17:15

- 本回覧のほか、土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ  
 住所 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
 電話 045-210-1111 (代表) 8:30~17:15

詳しくは、[神奈川県土砂災害情報ポータル](http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html)

検索

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>